

社会福祉法人 仁育会 役員等報酬・退職慰労金規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁育会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員・役員（理事及び監事）等の報酬等の支給について、必要な事項を定めるものである。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤役員等については、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給していることから、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等の報酬は日額とし、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、理事、理事長については退職慰労金を支給できることとする。その額は理事会及び評議員会の承認を得て、支給することとする。

- 2 役員が同日に複数の会議・会合に出席した場合には、報酬は1回のみ支給することとする。
- 3 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3により報酬及び弁償費を支払う。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため宿泊を伴う業務で出張したときは、別表2に基づいて旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。ただし、法人が関係する各種団体の会議等に参加する場合で、主催者が宿泊料の額を定めているときは、その範囲内の額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度現金をもって本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、源泉所得税を控除した額を支給する。

- 3 本人の申し出により、その指定金融機関の口座に振り込むこともできることとする。また、支払は月末締め翌月 10 日払いとする。

(支出財源)

第 6 条 報酬等は原則として法人会計区分から支出する。

(公表)

第 7 条 法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程を変更する場合には理事会に諮り、評議員会の承認を受けて行うこととする。

(補則)

第 9 条 この規程に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定めることとする。

附則

1. この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
1. 令和 1 年 12 月 12 日一部改正施行する。
1. この規程の一部改正は令和 2 年 8 月 25 日に施行し、令和 2 年 7 月 1 日に遡及して施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬

役 職		金 額
評 議 員	評議員会への出席	20,000円
理 事	理事会等会議への出席	20,000円
監 事	理事会・評議員会・監事監査への出席	20,000円

別表2 非常勤役員等の旅費

科 目	条 件	経 費
交 通 費	普 通	実 費
日 当	1日につき	4,000円
宿 泊 料	1泊につき	17,000円

別表3 理事の役員会以外の業務に伴う報酬

科 目	業 務 内 容	日 額
日 当	定期的業務の執行に従事	4,000円